

こども家庭部 子育て支援課

浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について

１ 改正要旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）の施行に伴い、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会が所管する業務を整理するため、条例の一部を改正します。

２ 改正内容

（１）虐待対応の強化

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことから、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会に報告すべき被措置児童虐待について、保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業を対象とするものです。

【新たに通告義務の対象となる施設・事業】

保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

（２）被措置児童虐待の通告及び届出の受理の削除

被措置児童虐待の通告及び届出は市長が受理するものとされたことに伴い、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会は受理機関ではなくなったものです。

３ 施行日

この条例は、令和７年１０月１日から施行するものです。

浜松市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

浜松市社会福祉審議会条例（平成１２年浜松市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（審査部会等）	（審査部会等）
第８条 （略）	第８条 （略）
２・３ （略）	２・３ （略）
４ 児童福祉法第３３条の１５第２項の規定による報告に係る事項及び児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第４条第５項に規定する事例の分析に関する事項を調査審議するとともに児童福祉法第３３条の１５第１項の規定による通知に関する事務を処理するため、児童福祉専門分科会に児童虐待検証部会を置く。	４ 児童福祉法第３３条の１５第１項（同法第３３条の１６の２第３項において準用する場合を含む。）及び認定こども園法第２７条の６第１項の規定による報告に係る事項並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第４条第５項に規定する事例の分析に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に児童虐待検証部会を置く。
５～１０ （略）	５～１０ （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

施行日：令和7年10月1日

①制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく**安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。**
 - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、**職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組み**が設けられているところ、**保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。**
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を発出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

②改正内容

- **保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。**
 - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・国による調査研究 等
- **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。**

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊娠婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館